

改正

平成10年6月26日教委規則第10号
平成11年3月31日教委規則第1号
平成11年5月31日教委規則第6号
平成12年3月31日教委規則第12号
平成18年5月25日教委規則第2号
平成20年2月26日教委規則第2号
平成21年4月24日教委規則第2号
平成23年3月30日教委規則第2号
平成27年3月26日教委規則第9号
平成31年2月14日教委規則第2号
令和元年11月22日教委規則第3号
令和4年1月26日教委規則第2号

岸和田市立運動広場等の設置及び管理に関する条例施行規則

岸和田市立運動広場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和41年教育委員会規則第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、岸和田市立運動広場等の設置及び管理に関する条例（昭和41年条例第11号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（青少年広場の開場時間及び休場日）

第2条 岸和田市立青少年広場の開場時間及び休場日は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、岸和田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、臨時に休場し、若しくは開場し、又はその時間を短縮し、若しくは延長することができる。

（専用使用の申請等）

第3条 条例第1条に規定する運動広場等（以下「運動広場等」という。）を専用使用しようとする場合の条例第5条に規定する教育委員会（条例第14条第1項の規定により運動広場等の管理を指定管理者に行わせる場合においては、指定管理者とし、以下「管理者」という。）の許可（以下「専用使用許可」という。）の申請は、岸和田市立運動広場等専用使用許可申請書（様式第1号）を提出することにより行わなければならない。この場合において、使用申請の期間等については、別表第2に定めるところによるものとする。

（スポーツ・健康教室その他の講座の受講の申請等）

第4条 条例別表第2項に規定するスポーツ・健康教室その他の講座（以下「講座」という。）を受講しようとする場合の申請書等は、受講者を募集する際にその都度定める。

2 講座の受講については、前項に規定する申請書の受理をもって条例第5条に規定する使用の許可があったものとする。

（夜間照明設備の使用制限）

第5条 夜間照明設備の使用は、夜間照明設備を設置している施設の専用使用許可を受けたもの（以下「専用使用者」という。）に限り許可するものとする。

（使用料）

第5条の2 条例第8条に規定する使用料の前納の時期は、使用許可を受けたときとする。

（使用料の後納）

第6条 条例第8条ただし書に規定する教育委員会が特に認める場合とは、岸和田市公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）を利用して運動広場等を専用使用する場合であって、預金口座振替によるときとする。

（使用料の還付）

第7条 条例第9条ただし書の規定による使用料（条例第14条第1項の規定により運動広場等の管理を指定管理者に行わせる場合においては、利用料金とする。以下同じ。）の還付は、次の各号に定めるところによる。

（1）管理者が雨天等の理由により運動広場等の使用を禁止し、又は制限した場合は、使用の禁止又は

制限に係る部分について全額を還付する。ただし、講座の受講に係る使用料について、開催計画日数の3分の2以上を経過した場合においては、還付しない。

- (2) 条例第7条の規定により使用の許可を取り消し、又は中止を命じた場合は、使用許可の取消し又は中止の命令に係る部分について全額を還付する。
 - (3) 専用使用料について、使用日の22日前までに自己の都合により使用許可の取消しを申し出た場合は、全額を還付する。
 - (4) 専用使用料について、使用日の21日前から前日までの間に自己の都合により使用許可の取消しを申し出た場合は、半額を還付する。
 - (5) 講座の受講に係る使用料について、講座の初回の期日の前日までに自己の都合により受講の取消しを申し出た場合は、全額を還付する。
 - (6) 講座の受講に係る使用料について、講座の初回の期日以後に自己の都合により受講の取消しを申し出た場合は、それ以後の受講できなくなった日数に相当する額の半額を還付する。ただし、講座の開催計画日数の2分の1以上を経過した場合においては、還付しない。
 - (7) 条例別表第1項に規定する夜間照明設備使用料について、使用許可の取消しを申し出た場合は、全額を還付する。
- 2 前項の規定により使用料の還付を受けようとするときは、次の各号に定める区分により岸和田市立運動広場等使用料還付申請書（様式第2号）を管理者に提出しなければならない。
- (1) 前項第1号、第2号又は7号に該当する場合は、使用することとなっていた日から起算して10日に当たる日までに申請しなければならない。
 - (2) 前項第3号から第6号までに該当する場合は、使用許可又は受講の取消しを申し出た日に申請しなければならない。
- （予約システムによる取消しの場合の使用料）

第8条 予約システムに運動広場等の専用使用許可申請内容を記録した者が自ら当該予約内容を取り消した場合の使用料の額は、次の各号に定める場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 使用期日の21日前から前日までの間に取り消した場合 使用料の半額
 - (2) 使用期日の当日に取り消した場合 使用料の全額
- （使用料の減免）

第9条 条例第10条の規定による特に必要があると認めるときとは、次の各号に掲げる場合とし、免除又は減額の基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本市又は本市の機関が主催する事業を行う場合 免除
 - (2) 市内の社会教育団体又は社会福祉関係団体で特に管理者が認めるものが、それぞれ社会教育又は社会福祉のための事業を行う場合 5割減額
 - (3) その他管理者が特に必要と認めた場合 免除又は管理者が別に定める額を減額
- 2 前項の規定により使用料の減免措置を受けようとするものは、岸和田市立運動広場等使用料減免申請書（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。

（損害賠償の額）

第10条 条例第12条の規定による損害賠償の額は、汚損し、若しくは損傷し、又は滅失した施設若しくは附属設備又は備品の復元に要した実費とする。

（使用者の遵守事項）

第12条 運動広場等の使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 条例、規則又はこれに基づく係員の指示に従うこと。
- (2) 使用中に生じた事故は、すべて使用者の責任において処理すること。

（運動広場等の禁止行為）

第13条 運動広場等では、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 指定する場所以外での飲食、喫煙及び火気を使用すること。
- (2) 許可を得ないで、看板、ポスター等の掲示その他の広告又は物品の販売をすること。
- (3) 危険物の持ち込み、又は動物を連れて入場すること。
- (4) 騒音、暴力等により他人に迷惑行為をすること。
- (5) その他管理上必要な指示に反する行為をすること。

（入場の制限）

第14条 管理者は、前条の規定に違反する者に対して運動広場等への入場を拒否し、又は退去を命ずるこ

とができる。

(専用使用時間の基準)

第15条 専用使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の岸和田市立運動広場等の設置及び管理に関する条例施行規則第3条第2項、第6条、第8条及び別表第2の規定は、平成9年6月1日以後の特定施設の専用使用に係る申請手続、使用料の納付方法、取消料及び申請期間について適用する。

附 則 (平成10年6月26日教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年3月31日教委規則第1号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年5月31日教委規則第6号)

この規則は、平成11年6月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日教委規則第12号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年5月25日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年2月26日教委規則第2号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月24日教委規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に岸和田市教育委員会規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成23年3月30日教委規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日教委規則第9号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月14日教委規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に岸和田市教育委員会規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定に関わらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (令和元年11月22日教委規則第3号)

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則 (令和4年1月26日教委規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年2月1日より施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にされた専用使用に係る申請であって、この規則による改正前の岸和田市立運動広場等の設置及び管理に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第3条第2項の規定の適用があるものに対する旧規則第6条及び第8条の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

別表第1（第2条関係）

名称	開場時間	休場日
春木台場青少年広場	5月から8月まで 午前7時から午後6時まで 9月から翌年4月まで 午前8時から午後5時まで	(1) 12月29日から翌年1月3日までの日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)第2条に規定する敬老の日(以下「敬老の日」という。)の前日及び前々日
菊ヶ池青少年広場	5月から8月まで 午前7時から午後6時まで 9月から翌年4月まで 午前8時から午後5時まで	(1) 12月29日から翌年1月3日までの日 (2) 祝日法第2条に規定するスポーツの日(以下「スポーツの日」という。)の前日及び前々日
神楽目青少年広場	5月から8月まで 午前7時から午後6時まで 9月から翌年4月まで 午前8時から午後5時まで	(1) 12月29日から翌年1月3日までの日 (2) スポーツの日の前日及び前々日
奥ノ池青少年広場	5月から8月まで 午前7時から午後8時まで 9月から翌年4月まで 午前8時から午後8時まで	(1) 12月29日から翌年1月3日までの日 (2) スポーツの日の前日及び前々日
臨海青少年広場	5月から8月まで 午前7時から午後6時まで 9月から翌年4月まで 午前8時から午後5時まで	(1) 12月29日から翌年1月3日までの日 (2) 敬老の日の前日及び前々日
鴨田池青少年広場	5月から8月まで 午前7時から午後6時まで 9月から翌年4月まで 午前8時から午後5時まで	(1) 12月29日から翌年1月3日までの日 (2) 敬老の日の前日及び前々日
茂知谷青少年広場	5月から8月まで 午前7時から午後6時まで 9月から翌年4月まで 午前8時から午後5時まで	(1) 12月29日から翌年1月3日までの日 (2) スポーツの日の前日及び前々日
大沢青少年広場	5月から8月まで 午前7時から午後6時まで 9月から翌年4月まで 午前8時から午後5時まで	(1) 12月29日から翌年1月3日までの日 (2) スポーツの日の前日及び前々日

別表第2（第3条関係）

施設の種類	抽選申込み期間	抽選日	抽選当選者使用申請期間	空き施設使用申請期間
運動広場及びテニスコート	使用日の属する月の2箇月前の10日～19日	使用日の属する月の2箇月前の20日	使用日の属する月の2箇月前の21日～28日	使用日の属する月の前月の1日から使用当日まで
青少年広場	使用日の属する月の2箇月前の1日から使用当日まで			

年 月 日

岸和田市教育委員会様

住 所
団体名
氏 名
電 話

下記のとおり運動広場等を専用使用したいので市条例等の規定を承知のうえ申請します。

記

使用施設	運 動 広 場		牛 ノ ロ	葛 城	八 木	春 木	久 米 田
	テニスコート		牛ノロ A・B	葛 城 A・B	野 田 A・B	春 木 台 場 A・B	
使用種目						使用人員	人
使用日時	月 日 () 午 ^{前後} 時～午 ^{前後} 時					時間	
夜間照明設備	使用区分	全	1 / 2	1 / 4	テニス	使用時間	午後 時 分 ～ 午後 時 分
使用料	広場等使用料 円			照明設備使用料 円		合計 円	

領 収 控

領 収 日 付 印

岸和田市立運動広場等使用料還付申請書

年 月 日

岸和田市教育委員会様

住 所

団 体 名

代表者氏名

の使用許可を受け、その使用料を納付しましたが、使用しなくなりましたので、岸和田市立運動広場等の設置及び管理に関する条例第9条ただし書の規定に基づき、使用料の還付を申請します。

使用許可日 又は受講教室名	
使用中止理由	
納付使用料額	円
還付率	%
還付申請額	円
備 考	

岸和田市立運動広場等使用料減免申請書

年 月 日

岸和田市教育委員会様

住 所

申請者 団 体 名

代表者氏名

岸和田市立運動広場等の設置及び管理に関する条例第10条の規定に基づき、運動広場等の使用料の減免を申請します。

使用する施設名	
使 用 日 時	
使 用 目 的	
対象及び人員	
申 請 理 由	

岸和田市立運動広場等特別設備設置許可申請書

年 月 日

岸和田市教育委員会様

住 所

申請者 団 体 名

代表者氏名 ㊦

運動広場等の使用に関し、次のとおり特別の設備を設置したいので岸和田市立運動広場等の設置及び管理に関する条例施行規則第11条第2項の規定に基づき申請します。

設 置 日 時	年 月 日 () 時～ 年 月 日 () 時
設 置 場 所	
設置する設備 の概要	
設置及び撤去 の方法	

※ 設置する設備の概要並びに設置及び撤去の方法についてこの用紙に記載しきれない場合は、別紙に記載のうえ提出してください。また、設備の概要等について図面、写真等を添付していただく場合があります。